

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																																									
桃谷高等学校	<p>高低木剪定及び薬剤散布業務（契約金額972,000円）について不備があった。</p> <p>1 業務委託の発注にあたり作成した仕様書と異なる内容の見積書を提出した業者と契約を締結していた。また、実際の業務についても、仕様書・見積書と異なる月に実施しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="439 625 1469 919"> <tr> <td rowspan="6">仕様書 抜粋</td> <td></td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>9月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>剪定（高中・低木）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>剪定（低木アベリアを含む）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>剪定（アベリアのみ）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>処分工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>薬剤散布</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="439 926 1469 1220"> <tr> <td rowspan="6">見積書 抜粋</td> <td>内 訳</td> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>高木・低木剪定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低木剪定（アベリア含む）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アベリア剪定（単独）</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>殺虫剤散布</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="439 1226 1469 1520"> <tr> <td rowspan="6">業務 実施 状況</td> <td>内 訳</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>11月</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>高木・低木剪定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低木剪定（アベリア含む）</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アベリア剪定（単独）</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>殺虫剤散布</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 仕様書で定める必要な届出等を受注者から受理していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業計画書（仕様書 7. 一般事項（1）） 作業計画書は、学校担当者と作業日時等の事前調整を行い、作成・提出することとなっているが、これを受理していなかった。 	仕様書 抜粋		5月	7月	9月	1月	剪定（高中・低木）				○	剪定（低木アベリアを含む）	○				剪定（アベリアのみ）	○	○	○	○	処分工	○	○	○	○	薬剤散布	○		○		見積書 抜粋	内 訳	4月	6月	8月	10月	1月	高木・低木剪定					○	低木剪定（アベリア含む）		○				アベリア剪定（単独）	○		○	○		処分工	○	○	○	○	○	殺虫剤散布	○		○			業務 実施 状況	内 訳	5月	6月	8月	11月	1月	高木・低木剪定					○	低木剪定（アベリア含む）		○				アベリア剪定（単独）	○		○	○		処分工	○	○	○	○	○	殺虫剤散布	○		○			<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府随意契約見積心得】 （仕様書等の熟知） 第4条 見積者は、大阪府の見積依頼書その他見積依頼及び仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、請書案その他の交付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、大阪府に対し説明を求めることができる。 （見積りの無効） 第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。 （略） (8) 大阪府から示した条件以外の条件を付した見積り (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り （契約の相手方の決定） 第11条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積もりをした者を、契約の相手方とする。（略）</p> <p>【会計事務ポータルサイト 委託契約締結事務のポイントより抜粋】 4. 仕様書に基づいて見積書を徴取しているか。 随意契約の場合、見積書を徴取することとなりますが、その際、適正な価格で契約するためにも、仕様書等を示し、業務の内容、範囲をハッキリさせた上で見積書を徴収する必要があります。 <input type="checkbox"/> 仕様書等を契約相手方に示した上で、見積書を徴収しているか。 <input type="checkbox"/> 相手方が仕様書等に疑義がある場合は、十分説明した上で見積らせているか。 <input type="checkbox"/> 提出された見積書と仕様書にくい違いがある場合は、疑問点を質し、必要があれば見積書を修正させているか。</p>	<p>契約事務のルール等について事務職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、委託業務内容の実態を踏まえ、契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>
仕様書 抜粋			5月	7月	9月	1月																																																																																																						
	剪定（高中・低木）					○																																																																																																						
	剪定（低木アベリアを含む）		○																																																																																																									
	剪定（アベリアのみ）		○	○	○	○																																																																																																						
	処分工		○	○	○	○																																																																																																						
	薬剤散布	○		○																																																																																																								
見積書 抜粋	内 訳	4月	6月	8月	10月	1月																																																																																																						
	高木・低木剪定					○																																																																																																						
	低木剪定（アベリア含む）		○																																																																																																									
	アベリア剪定（単独）	○		○	○																																																																																																							
	処分工	○	○	○	○	○																																																																																																						
	殺虫剤散布	○		○																																																																																																								
業務 実施 状況	内 訳	5月	6月	8月	11月	1月																																																																																																						
	高木・低木剪定					○																																																																																																						
	低木剪定（アベリア含む）		○																																																																																																									
	アベリア剪定（単独）	○		○	○																																																																																																							
	処分工	○	○	○	○	○																																																																																																						
	殺虫剤散布	○		○																																																																																																								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月21日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
桃谷高等学校	<p>消防設備保守点検業務（契約金額232,200円）について、以下の不備があった。</p> <p>1 業務委託契約において仕様書で定める必要な以下の届出等を受注者から受理していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着手届、工程表、業務責任者等届、経歴書、作業員届、保守点検写真、保守点検報告書（仕様書 第3条） ・ 点検（施行）計画（仕様書 第14条） <p>2 業務完了後、履行確認のため必要となる成果品「保守点検写真、保守点検報告書」の提出を受けていないにもかかわらず、検査を行い、経費を支出していた。</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（中略）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 （監督又は検査の方法） 第167条の15 2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。</p> </div>	<p>本校事務職員に対し、契約事務のルール等について周知徹底を図った。</p> <p>今後は契約事務のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年12月21日）